

第十六回 参議院人事・文部連合委員会會議録第一号

昭和二十八年八月三日(月曜日)午後二時二十九分開会

委員氏名

人事委員

委員長 村尾 重雄君
理事 重宮田 重文君 理事 重千葉 信君
松岡 平市君 吉野 信次君
溝口 三郎君 山川 良一君
岡 三郎君 紅露 みつ君
後藤 文夫君

文部委員

委員長 川村 松助君
理事 木村 守江君 理事 荒木正三郎君
理事 八木 秀次君
大谷 實雄君 大野木秀次郎君
鈴木 亨弘君 谷口三郎君
山縣 勝見君 吉田 萬次君
飯島連次郎君 杉山 昌作君
高橋 道男君 安部キミ子君
成瀬 幡治君 相馬 助治君
深川タマエ君 長谷部ひろ君
三好 英之君 須藤 五郎君

出席者は左の通り。

人事委員

委員長 村尾 重雄君
理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員

松岡 平市君
吉野 信次君
溝口 三郎君
岡 三郎君
後藤 文夫君

文部委員

委員長 川村 松助君
理事 木村 守江君
荒木正三郎君
大谷 實雄君
鈴木 亨弘君
吉田 萬次君
高橋 道男君
安部キミ子君
成瀬 幡治君
深川タマエ君
長谷部ひろ君
三好 英之君
須藤 五郎君
赤城 宗徳君
大達 茂雄君

委員

衆議院議員

國務大臣 文部大臣 大達 茂雄君
政府委員 人事院事務総長 滝本 忠男君
人事院事務局長 田中 義男君
文部省初等中等教育局長 稲田 清助君
文部省大学学術局長 稲田 清助君

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(村尾重雄君) これより人事・文部連合委員会を開きます。

先例によりまして私が委員長としての職務を勤めることにいたします。

それでは一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

○委員長(村尾重雄君) それでは御発言を願います。なお念のため申し上げますが、本連合委員会におきましては主として文部委員のかたの御質問をお願いいたしたいと存じます。

○荒木正三郎君 議事進行について……今日は特に文部委員会として連合審査を要求している理由は、言いますまでもなく提案者に対していろいろお伺いしたい点があるのは当然でございますが、同時に文部大臣に対しても、この問題についてはいろいろ質疑をいたしたい。或いは人事院総裁に対してもお尋ねをしたい。こういうふうなことをお尋ねしたい。そういう点についてはいかに如何ようになっているか。我々としては当然今日御出席あるものと考えておつたわけでありまして、現在なお見えておられない。甚だ私も今後質疑をして参ります上において不都合な点があると思ひますが、こういう点、如何様になっているか、お伺いしたいと思ひます。

○委員長(村尾重雄君) 浅井君も今出席願うように連絡中でありまして、文部大臣大達茂雄氏においては早速出席されるという通告が参つております。それまで待ちますか。先ほど私が申し上げましたように、発議者赤城君が御出席になつておりますので、御質問のあるかたは御発言願いたいと思ひます。

○荒木正三郎君 それでは提案者に若干お伺いしたい点と存じます。先ず初めにお尋ねをいたしたい点は、去る七月十八日に人事院総裁から国会に對しまして給与の改訂の勧告が行われております。同時に給与準則についても法律案が提示されておるのでござい

ます。然るに提案者は、七月二十四日において、教職員の給与に関する分のみを取上げて、今度の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案としてお出しになつておるのでござい

ます。これは当然教職員のみに限らず、公務員全般の給与の問題について検討するべき時期にあると考えますが、なぜ教職員の問題に限定してこういう改正案をお出しになつたか。その理由について先ずお伺いしたいと考え

る次第であります。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 実は教職員の給与に關しましては、一般俸給表の適用から離して、特別俸給表によつてその適用を全たからしめようということ、数年来の懸案であつたわけであり

ます。教職員は一般公務員と別にその特殊性を認めて、特別俸給表によつてその適用をしよう、これは私も考へておるばかりでなく、御承知のとおり、給与法の中にも、税務職員などが特別俸給表を当てはめるようになって

た際にも、教職員についても研究をして、特別俸給表を作るように、こういうことが給与法の中にも人事院の責任として書いてあるような次第でござい

ます。そういうことでありまして、給与準則は七月の十八日に出したのであります。実はその前から準備をしておりまして、今国会が開けると同時に、教職員に對しまして、特別俸給表を作ろう、そうして提案しようという

ことで努力しておつたのであります。が、なか／＼事情が困難でありましたので、実は給与準則が出てから七月の二十一日に本法案を提出する、こういう

逆になつたわけでありまして、けれども、給与準則が出たから、それから教職員だけを取上げて特別に立法をしよう、

こういうことでなくて、その前に教職員の特別俸給表を当てはめるような立法をしよう、こういうふうな考へてお

りましたので、結果においては逆になりましたが、実は教職員のほうを先に考へて、そのあとで給与準則が出た、

こういう事情になつておるわけであり

ます。

すが、併し今度はその要望に副うと申しますか、教員の俸給表についても人事院のほうにおいても考慮され、更に又教員だけの問題でなしに、この際、非常に複雑になつてゐる俸給表を整理して、公務員一般の合理的な俸給体系を樹立する必要がある。こういう見解に立つて全般的な検討が加えられて、すでに法律の案として国会にも提示されておる段階でございます。従つて国会といたしまして、これらの問題については公務員全般の問題として検討すべき段階であり、時期であると考えられるのでございますが、そういう点については提案者はどのようにお考えになつておるかということをお伺いしておるわけであります。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 私どももいたしまして、教職員の俸給特別表を作るにつきましては、一般公務員との均衡、こういうことを強く考へておるわけであります。そういうわけでありますので、給与準則が出ましたが、給与準則は私から申上げるまでもなくベース・アップを含んでおりますが、私どもが特別俸給表を作るに当りましては、現行のままで、そうして他の公務員、一般公務員との均衡を破らないように、こういう制約の範囲内におきまして特別俸給表を作つて提案した次第でございます。そういうことでありますので、御質問の一般公務員との関係も十分考慮いたしまして御提案申上げた次第でございます。なお給与準則は法律案としてまだ出ておりませんので、どういふことにこの先なつて行くか、殊にベース・アップを含んでおりますので、若しこれが遅れるようなことでありつてはならないが、多年の懸案であり

ますので、教育職員のことを早くきめたいということから提案した次第でございます。○荒木正三郎君 只今の御説明によりますと、一般公務員の給与準則の問題についても十分その関連性を考慮して考へてゐる、こういうことでございませうが、どういふ点について考慮せられたか、お伺いしておきたい。○衆議院議員(赤城宗徳君) 現在御承知の通り一般俸給表の適用を教職員においてはしておつたのであります。そのうち点から考へまして一般俸給表の級号をとりましますことはもちろん、その俸給表を作るに当りましては調整号俸がついてゐる分につきまして、一号俸だけ本俸に繰入れて、中小学校、高等学校、大学の俸給表を作つて行く。それから又十五級の範囲内で作ることは当然でございますが、十五級の範囲を逸脱してはいかんことはこれはもちろんでございます。それから又通し号俸におきまして、現行法の通し号俸におきましてで得る範囲内、こういうことも考慮いたしまして、一般俸給表との差をできるだけ少くして特別俸給表を作つて行く、こういうふうな考へ方、特別俸給表を作つたような次第でございます。

○委員長(村尾重雄君) なお人事院給与局長滝本忠男君が出席しております。○荒木正三郎君 まだ私には、公務員の給与準則が報告されてゐる段階において、教職員の分だけ取上げてここに改正法案が出された理由が十分呑みこめないのでございますが、この公務員全般の給与準則については、当然我々としてもできるだけ早い機会に審議しなければならぬ性質のものでと考へております。もちろんこの給与準則にはベース・アップの問題も附加されております。従つてこのベース・アップの問題も同時に審議されると思つてございませうが、それにいたしまして、これらの問題はできるだけ早い機会に国会といたしましてこれをとり上げて審議しなければならぬ、こういう事情にあると思つております。然るに教職員の問題だけをこの際切離してここに改正する、こういう理由がなお私には十分わからぬのでございませうが、四年余りの間放置されておつた問題がなぜ一刻を争ふ理由がどこにあるかという点でございませうが、この点について、どういふ理由ですが、重ねて御説明を承りたいと思つております。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 実是用意しておつたあとから給与準則が出たのであります。形の上では給与準則が先であります。給与準則の教員に関する俸給の建前等を研究してみまして、我々が考へておつたように、或る程度の職域の差というものが認められているのか、認められておらないのか、これはちよつとはつきりしておりません。いろいろ私どももいたしまして、人事院当局に質問したのであります。が、はつきりしておりません。我々もいたしましては、この三つの学校に或る程度職域の差を認めて行く、で、これは提案者として一つの筋道と言いますか、そういう方針でありますので、そういう点から見ても、これを特に引抜いてというよりは、こういう体系で行くほうがいい、こういう考へ方が一つあります。それからもう一つは、予算の関係もありまして、二十九年の一月から三ヶ月間に關する予算の協定を

いたしまして修正する際に、いわゆる三本柱といふようなことを行なつて行くかういふような関係にもなつておりますので、そういう予算との関係もあつた。なお更に前説の通り四年來の懸案でありまして、給与準則は給与準則として又研究すべきものであるけれども、私どももいたしましては、教育職員の俸給についてはやはり一日も早くこれを特別俸給表に該当させておくことが適當だと、こういうふうにお考へたものですから、実はこの案を出したといふような事情になつてゐる次第でございます。

○荒木正三郎君 そういたしますと、まあ予算修正の際の話し合い等の関係もあつて、取敢えずこの法案の改正をやつたのであるといふふうなことが今お話しになつたわけでありませうが、そういたしまして、他日国会において給与準則の問題が審議せられる場合は、教職員の給与の体系の問題についても改めて審議する、こういうお考へを持っておられるのか、そういう点はどういふようなお考へを持っておられるか、お伺いしておきたいと思つております。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 只今のお話のように給与準則全体につきまして協議する必要があると考へますので、その際には、やはり教職員の関係も含めて審議する、こういうことに相成ると存じます。殊に今の私どもが提案しておりますのは、現行法における改正でありまして、給与準則が法律として提案された場合には、体系やその他も全部違つて来るわけでございますので、その際は勿論教職員に關係いたしまして審議を進めて行くということに相成ると考へております。

○荒木正三郎君 そういたしますと、我々只今審議いたしております一部改正法案はほんの暫定的なものであるといふふうになると思つたのであります。が、只今御説明にありましたように、教職員の俸給の体系についても、給与準則が法案として出て来たときには、一般公務員の立場から更に審議を進めるといふふうなお話でありまして、實際その際に教職員の給与体系についても考へたい、こういうことであります。と、現在出されてゐる法案というのは極く暫定的なものに過ぎないといふことになつてゐるわけでありませう。そこでお尋ねいたしますが、そういう暫定的なものを出す必要はとこにあるかといふことが私は了解できないのであります。先ほど提案者も御説明になりましたように、国家公務員法にある、教員の特別俸給表を作らなければならぬ、教育職員の特別俸給表を作らなければならぬといふことは、そういう暫定的なものをして指しているものとは私は考へません。恒久的な、合理的なそういうものを作る必要がある、こういう意味であると思つてゐるわけでありませう。暫定的なものを作る必要があるといふふうにはどうしてか解釈できない。そういうものは何も取り急いで作る必要はないと私は考へるのであります。が、提案者に重ねてお伺いいたします。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 特別俸給表ばかりでなく、俸給表には、よく本俸給表は暫定的なものだ、こういうふうにも書いてありますが、今度の法案にも暫定的といふことは書いてあります。併しこれは体系が異なる、給与準則といふような職階制による体系が異なる、こういうようなことで暫定的

いたしまして修正する際に、いわゆる三本柱といふようなことを行なつて行くかういふような関係にもなつておりますので、そういう予算との関係もあつた。なお更に前説の通り四年來の懸案でありまして、給与準則は給与準則として又研究すべきものであるけれども、私どももいたしましては、教育職員の俸給についてはやはり一日も早くこれを特別俸給表に該当させておくことが適當だと、こういうふうにお考へたものですから、実はこの案を出したといふような事情になつてゐる次第でございます。

○荒木正三郎君 そういたしますと、まあ予算修正の際の話し合い等の関係もあつて、取敢えずこの法案の改正をやつたのであるといふふうなことが今お話しになつたわけでありませうが、そういたしまして、他日国会において給与準則の問題が審議せられる場合は、教職員の給与の体系の問題についても改めて審議する、こういうお考へを持っておられるのか、そういう点はどういふようなお考へを持っておられるか、お伺いしておきたいと思つております。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 只今のお話のように給与準則全体につきまして協議する必要があると考へますので、その際には、やはり教職員の関係も含めて審議する、こういうことに相成ると存じます。殊に今の私どもが提案しておりますのは、現行法における改正でありまして、給与準則が法律として提案された場合には、体系やその他も全部違つて来るわけでございますので、その際は勿論教職員に關係いたしまして審議を進めて行くということに相成ると考へております。

○荒木正三郎君 そういたしますと、我々只今審議いたしております一部改正法案はほんの暫定的なものであるといふふうになると思つたのであります。が、只今御説明にありましたように、教職員の俸給の体系についても、給与準則が法案として出て来たときには、一般公務員の立場から更に審議を進めるといふふうなお話でありまして、實際その際に教職員の給与体系についても考へたい、こういうことであります。と、現在出されてゐる法案というのは極く暫定的なものに過ぎないといふことになつてゐるわけでありませう。そこでお尋ねいたしますが、そういう暫定的なものを出す必要はとこにあるかといふことが私は了解できないのであります。先ほど提案者も御説明になりましたように、国家公務員法にある、教員の特別俸給表を作らなければならぬ、教育職員の特別俸給表を作らなければならぬといふことは、そういう暫定的なものをして指しているものとは私は考へません。恒久的な、合理的なそういうものを作る必要がある、こういう意味であると思つてゐるわけでありませう。暫定的なものを作る必要があるといふふうにはどうしてか解釈できない。そういうものは何も取り急いで作る必要はないと私は考へるのであります。が、提案者に重ねてお伺いいたします。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 特別俸給表ばかりでなく、俸給表には、よく本俸給表は暫定的なものだ、こういうふうにも書いてありますが、今度の法案にも暫定的といふことは書いてあります。併しこれは体系が異なる、給与準則といふような職階制による体系が異なる、こういうようなことで暫定的

いたしまして修正する際に、いわゆる三本柱といふようなことを行なつて行くかういふような関係にもなつておりますので、そういう予算との関係もあつた。なお更に前説の通り四年來の懸案でありまして、給与準則は給与準則として又研究すべきものであるけれども、私どももいたしましては、教育職員の俸給についてはやはり一日も早くこれを特別俸給表に該当させておくことが適當だと、こういうふうにお考へたものですから、実はこの案を出したといふような事情になつてゐる次第でございます。

と、こういうふうにも考えられることと存じますが、私もその意味におきましては御趣旨の通りと思いますが、内容におきましてはこれは暫定的でありませんで、この体系がやはり給与準則に切替られる場合にそういうような形に持つて行くならば、行けるならば、これは決して暫定的なものではない。形、表の構成上におきましては暫定的なものでありますけれども、内容的なものにおきましては暫定的とは考えられないわけでありまして、そういう意味で、先ほども申し上げましたように、私どももいたしまして、この三つの学校におきまして職域の差を、強くとは申しませんが、或る程度認めて行くことが、給与の体系上、教職員の給与の体系上適當だと、こういう考えから立案しておりますので、内容におきましては必ずしも暫定的ではない。こういう方針を貫きたい。こういうふうにかえていこうと思っております。

○荒木正三郎君 この問題についての質問は、最後に次のお尋ねをして置きたいと思いますが、提案者は今度の一部改正の法案の審議を、ごく近く国会において審議を予想される給与準則全般の審議の機会に譲つてもよい、こういう御意思はございませんで、むしろ、それを伺ひしておきます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 全般的審議は勿論好むところでありまして、御提案申上げておられますので、この法案はこの法案として御審議を願ひ、又給与準則が法律案として出された場合には、又その場合は給与準則としての法案の審議を進む。でありますから、結論的に申しますならば、御提案申上げたことは御提案申上げたことで審議をして頂きたい。私も又その希望でございます。

○荒木正三郎君 では問題を次に移したいと思ひますが、この一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、この法の改正が教育界に如何ような影響を与えるかという点について提案者はいろいろ検討をせられたことと存じます。そこで提案者はこの改正によつて教育界にどのような影響があるかということをお尋ねになつたか。この際お尋ねをいたしたいと思ふのであります。私は総合的な質問をしてゐるのであります。が、若し具体的にお尋ねをいたしますれば、順次具体的にお尋ねをいたしますが、少くとも私の考えるところでは、この改正は形の上ではそう大きな改正のように見えないかも知れませんが、教育界に与える影響といふものは、はかり知れない大きな影響があると思ひます。提案者のほうにおいては、この改正をせられるに當つてどのような影響があるとお考えになつたか。検討せられた範囲においてお答えを願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ちよつと形式的になるかも知れませんが、教育基本法などによりまして、小学校は初等普通教育を教えるのが目的だ、或いは中学校は中学普通教育、高等学校は高等普通教育、そのほかに専門的教育を施す、こういうことになつておりますので、そういう点など考えまして、三つに分けるほうが適當だろう。或いは大学におきましては又特別に非常な負担や能力も必要とする。こういうこととありますので、こういう法律を作るのが適當だ。こういうふう

に考えたのであります。その結果、教育界にどういふ影響を及ぼすかを調べたかどうか。こういうこととあります。が、私どももいたしまして、こと教育に関する点でもありますし、慎重に考慮をいたしたのであります。又、私どものほうなどにもいろいろの方面から陳情とか、或いは又反対とか、或いはいろいろ意見も承つております。併し結論的に考えて見まして、教育そのものの基本法を変えるとか、或いは教育法を変えるとかいうことではありませんで、職域の差を認め一号ずつ少しの差を設けるというふうなことによつて教育界を混乱させるというふうな結果にはならないというふうな考えましたので、実はこの法を出すことになつたわけでござい

○荒木正三郎君 只今の御説明によりますと、この改正によつて教育界に悪い影響はないと考える、こういうふうな受取つたのでございしますが、そのように解釈して差支ないのございまいやうか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 法律の改正でありますから、多少の影響はあると考えておりますけれども、そのために教育を破壊するような悪い影響はないと、こういうふうな考えている次第であります。

○荒木正三郎君 その点はもう少し提案者の意図を伺ひしておきたいと思ふのですが、法律を改正するということとは、私はそれによつてよくなるという場合にはのみ改正するのだらうと思ふのですが、これによつて若干でも悪くなるということが予想される法律を改

正されるといふような場合はないと思ふのですが、提案者の御意図をちよつと先ほどの御答弁では了解し兼ねますので、もう一つ伺ひたい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 勿論、御説の通り改正してよくしようというところでありまして、法律を出す以上よくなる、こういう見通しを出すわけでありまして、併し改正をいたしますれば、その経過や何かにおきまして少しは影響はあるだらう、こういうこととありまして、決して悪い影響があると思ひながら出した、こういうわけでありませぬので、やはり御説の通り改正したほうがよろしい結果を生む、こういうふうな考えから出したわけでありませぬ。

○荒木正三郎君 それでは提案者にお伺ひをいたしますが、この法改正によりまして若干の影響はあると考へた。それではどういふ面において影響があるとお考へなつたか。そういう点について御説明を頂きたいと存じます。申すまでもなく、立法する場合に、慎重の上にも慎重を期さなければならぬと私も考へるわけでござい

○衆議院議員(赤城宗徳君) この法律は、申すまでもなく将来に互つてのこととありますので、例えば高等学校におきまして四級から九級まで一号上げた。それから大学におきまして四級から十級まで一号上げた、こういうこ

とで、職域の差を認めつつ、或いは教育の目的を認めつつ法律を改正いたしました。そういう改正をいたしましたので、過去におきまして不利になつておる点、同じく大学を出しまして中、小学校に勤務しておる人々、こういうふうなことで職域の差を認めて来ましたが、これは極く少数でありまして二割以下ぐらいのようになりましておられますが、そういう過去におきましての不利な点がこの法律によつては救済できない。将来に向つて職域の差を認めて、両方から、四級から九級、或いは四級から十級を認めたところは、職域の差によつて有利になつて来ます。それから又過去における不利もその分は救われる、こういうふうなことになると思ひますが、先ほど申し上げましたように、将来に對する法律でありますから、過去における不利のままで残つてゐる、これはちよつと体系が違ひますので、その方面の救済と言ひますと、その方面まで及び得ない、こういうことは私どもとしては遺憾に考へておる点でございます。

○荒木正三郎君 私が尋ねてゐる意図は、提案者には十分伝えられておらないように只今の御説明で感じますので、私はもう少し具体的な項目を挙げてお尋ねをいたします。このことは同時に文部大臣にもお尋ねをいたしますので、お聞取りを願つておきたいと思ひます。この法改正によりまして、いろいろ教育界に重要な影響を与えると思ひます。その一つの問題を挙げますと、人事交流の問題でござい

ます。従来、中学校と高等学校の間には可なり大幅な人事交流が行われており

ました。このことが今後も行い得ると考へるかどうか。これが一つの問題であります。

それから第二の問題といたしましては教員養成制度との関係でございます。今日の教員養成制度は、高等學校以下の教職員は大学四年制の課程を修了することになっております。こういう養成制度との関係は如何ようになるかという点であります。

それから第三番目の問題といたしましては、教員の需給関係にどのような影響を及ぼすかという問題でございます。こういう点について、この改正をする場合に、どういふ考慮、検討が払われたかという点についてお伺いをいたします。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 第一は人事交流の点のお尋ねでございますが、私もその見えておりますところでは、給与が途中から一歩変わった、こういうことだけで相当人事の大幅の交流があるとは考えられないわけでありまして。今細かいことになりまして、仮に高等學校で一号上つておつた。職域の差を認めておりますからして、中學校へ行つた場合には一号下るわけになります。下りますけれども、人事院の規則なんかによりまして、これは教済の方法もあるやうであります。そういう細かいことよりも、大きなお尋ねと思ひますが、やはり第三のお尋ねと同じやうに関連いたしますが、需給関係が一応きまつていっている形じやないか、學校の教員も全国にきまつておりますし、そういうやうな形で、卒業生に對しても或いは希望は多いというやうな形もあるかも知れませんが、一つの枠といいますか、學校の枠の中

で制約を受けておる、こういうやうなことから、人事の交流について大きな支障を来すとは考えられないのでございます。

それから第二の、學校教員の養成制度に非常な困難を來たしはしないか、大学四年を出たものが高等學校以下の教員となるというやうなことになつておるにもかかわらず、給与の差をつけるとは、教員の養成制度に動搖を來たさぬか、こういうお尋ねのやうであります。勿論この改正は、初任給は、同一學校を出た人々に對しましては同一俸給と、こういうことで、初任給はちつとも手をつけておりません。途中からでありまして。そういう関係もありましてやはり高等學校以下の人々を教える養成制度は、そのままそういう人々が中學校に行かれ、或いは小學校に行かれますことに、別に不当といひますか、そういうことはなく、むしろ好ましいことでもあるので、結果におきまして學校の教員というものが一つの枠と

いいますかきまつておりますので、養成制度において、より以上の養成する教育をしておつたということが支障になると、こういうふうには考へておらないのであります。

需給関係につきましては第一のお尋ねと含めてお答えしたやうなことになつてお尋ねが、なお徹底いたしませんならば重ねてお尋ねを願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 文部大臣にはあとでこの問題についてお尋ねいたしますが、提案者に、十分了解できませんので更にお尋ねをいたしますが、私は、人事交流の問題は、將來もこれは高等學校と中學校の間には人事交流を行う

ということとは、これは教育的な見地から考へて阻止すべき問題ではないと私は考へております。そういう前提に立つて、高等學校の教員は一生高等學校教員として終る。中學校の教員は一生中等學校の教員として終る。こういう前提ならばいざ知らず、その間に互いに交流するということは、教育上の見地からいって好ましい場合もある。こういう私は立場をとつておるわけですが、従つて將來もこういうことは、大量に行うというよりはあり得ないことと考へておりますけれども、こういうことはあり得るべきじやないかと思ひます。併し今度の場合は、この一部改正の法案は、私が今更申上げるまでもなく、職域を認め、高等學校の教員に對して臨時昇給の道を請じ、最高の号俸で差等をつける内容を持つておるわけでありまして、そういう場合に人事交流を阻害するといふことは、これは誰が考へても明白であると思ひます。そういう点で、人事交流を不可能にする、或いは著しく困難にするとは私は考へるのでございますが、提案者はどう考へになつたかという点が一つと、これは將來の問題です。併し過去の問題を考へますと、新制中學が発足をいたしましたから三カ年の間に、一応新制中學の教員を充足するのに、これは一部を小學校から転用し、一部を新制中學以前の中學校の教員から転用し、言い換へますならば、現在の高等學校教員を転用して充足しておるわけなんです。その割合は、私は正確な数字は知りませんが、併し大体推測いたしまして相當数が、今の高等學校教員が新制中學に職をとつておるものと考へます。そういう人たちがどういふよ

うな結果になるかということでありまして。過去の問題といたしましては……。當然、新制中學ができなない場合は高等學校にとどまつておるものが、新制中學の充足のために中學に來ておる。そのために、これらの者はよほど能力の劣等な者であつたといふやうに規定することは、私はできないと思ひます。そういうものとそれから將來の人事交流、こういう問題を考へる場合に、非常な無理が起つて來ると考へますが、提案者はこの問題についてどのように検討されたかということをお尋ねするわけでありまして。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 御指摘のやうに、新制中學の教員が、高等學校、或いはその他から相當充足した例も承知しております。或いは又、今の新制高等學校などにおきましても、教員が充足できませんので、民間に職を持つておつた人なども相當吸収した、こういうことになつておりますので、これは中學校、或いは高等學校等を含めてそういう事実はあると私も考へております。先ほど申しましたやうに、そういう不利な過去のことにつきましては、実はこの法律はどういうふうにするかといふやうなことは、含んでおりませんので、職域の差を認める、將來に互つてはこういうことでありますので、その方面に手が及ばないといふのは誠に遺憾だと先ほど申上げた通りであります。

では將來の人事交流は非常に不利になるじやないか、こういうことでありますけれども、將來におきましては、私はやはり學校それだけの目的がありまして、それにおの／＼適當したと考へる人々がそのほうに向いて行

く、こういうふうには考へておるのであります。

一号俸の給与の差があつたからといつて、やはりそこで教えるだけの力を持つ人もありますし、或いはもつと中學校のほうの教育のために尽そう、或いは又環境、地理的關係、こういうやうなことで中學校へ行かれるというやうなこともあると私は考へます。そういういろいろ／＼な事情から考へまして、將來におきまして、人事交流に大きな支障を來す、こういうふうには考へておらないわけでありまして。

○荒木正三郎君 どうも職域差を認めて、人事交流には大して支障がないと、こういうふうにお話になる提案者の説明は、私には十分了解ができませんのであります。

この問題に関連して、それでは文部大臣に伺つてみたいと思ひますが、或いは話に出たかも知れませんが、私の友人で、たしか東京聖徳學校の校長をしてる古谷君が丁度一週間ほど前に私のところに参りましたが、あそこの教員で、相當前の高等師範學校を出た教員で、校長の學校の経営の考へによりまして、一人は高等部へ入れておる。一人は中等部へ入れておる。一人は小学部へ入れておる。そういう學校経営をやつておるが、今度の法改正によつてこの配置は非常にむづかしくなつて、実は困つていっている話を私のところに参りました。こういう校長の、高等師範を出た者を高等部、中等部、小学部に配置するやうな學校経営のやり方が悪いのかどうかという問題について、私は文部大臣の意見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) お話のよう

な事例は確かにあると思ひます。又そのほかにもそういうことがあつたと思ひるのであります。教員としての資格、その能力、その点に別な差別的ない人が、高等学校の先生になり、中学校の先生になり、或いは小学校の先生になつておると、こういうことはあると、現実にあると思ひのであります。私はそれは決して悪いことではない、結構であると思ひのであります。そこで今度の提案になりましたこの給与の改訂に關する法律案によりまして、高等学校の間の相互における人事の交流といふことは或る程度の支障を来たすといふことは、これはどうしてもあるだらうと思ひます。殊に教員に高い俸給を……、相當に高い、昇り詰めたところにおる人には、或いは少くとも給与の面からだけ見ますと、交流は非常にむづかしくなる、こういうことは言ひ得ると思ひのであります。ただ實際を見ますといふと、初めのうちは相當な交流が行われ、又従来は當然高等学校の先生と同じ立場の教員、諸君が高等学校に來、中学校に來、こういう事例が非常にあつたやうであります。今日では大体その相互の人事交流といふものは非常に少なくなつておられます。正確な数はわかりませんが、非常に少なくなつておるのが事實であらうと思ひます。今後然らば大量な人事交流といふものがあるかといふと、これ又今後において仮に給与の改訂が行われませんでも、人事交流といふものはその活動には期待できないものである、こう私は思ひますのであります。これは私に對する

御質問の外であるかも知れませんが、

ただ實際から申しますと、ここに数字の資料があるものであります。これは国立学校に對する数字であります。この新制大学を卒業した人、高等学校二級免許状を持つて、小中学校においては一級免許状を持つておることになるものであります。この二級免許状を持つておる教員は、高等学校に占めておられます。そうして仮免許状、いわゆる短期大学を卒業した二年制度の卒業生は僅かに四割、こうなつておられます。これによりまして、高等学校に對する比較的資格の高いいわゆるこの四年制度の学校を卒業した教員が殆んど大部分を占めておる。小中学校におきましては、いわゆる一級免許状、高等学校の二級免許状に相當するものであります。新制大学を卒業した四年制度の卒業生でありまして、これが小中学校におきましては四割、そうして小中学校の二級免許状即ち短期大学卒業生、これが七八割を占めておるのが現状であります。これによつて見ますといふと、これは制度上當然そうなるはずはないのであります。が、事實におきましては高等学校の教員、大部分は實際において資格の高い人がこれに當つておつて、そうして小中学校においては比較的資格の低い人が大部分を占めておる。こういう事實でありますから、今のお話のやうに、同じ資格を持つた立派な先生が高等学校にもおられ、又それと同じ力を持つた人が小中学校で教鞭をとる、中学校で教鞭をとる、こういうことは非常に結構なことでありまして、事實上

これは、六三制が発表しました当時

は、そういうことは非常にあつたといふことを聞いておられますが、今後におきましては、やはりどうしても高等学校のほうに人が集まる、又高等学校のほうでは高い資格を持つた比較的優秀な人が自然に要求せられる、こういうふうになつておられます。従つてこの人事交流の点におきましては、成るほど給与の面から見て理論上多少交流が困難になるといふことは考えられることとありますが、實際の利益から申しますと、大して影響がないのじやないかと、こういうふうに思ひます。

○委員長(村尾重雄君) 速記を始めて。

○委員長(村尾重雄君) 速記を始めて。

○委員(三郎君) 今文部大臣の説明を聞いておられますといふと、私の尋ねたことは大分内容が違つたやうに考へます。そこで私のいろいろ質問する私の立場を明確にしておきます。私は、学歴の高い者が給与が高いといふことを否定は全然いたしておらないのであります。そこに差が出て来るといふことは認めてはいるわけでありまして、ただ認めないのは、同一の学歴を持つて、同一の経験を持つておる者が、職種によつて差等をつけられることはよくない、と、こういう立場をとつておるのであります。そういう立場に立つておるの、その質問をしておるのであります。その点は誤解のないやうにして頂きたいと思ひます。仮に高等学校に学歴の高い優秀な者が多ければ、これは當然給与が高くなる。現在もこのため小学校は中学校に比べて低い、中学

校は高等学校に比べて平均給与が低い、

これが當然であります。それがよくないと言つておるのではございせんから、誤解のないやうにして頂きたいと思ひのであります。私は、人事交流は、實際問題としては非常に大きな人事交流はないから、大して心配はないだらうといふことではあります。私も大きな人事交流はないと思ひますが、併し量は少くともこれは相當な障害になつて来るだらうといふふうに考へるし、それから、従来新制中学の育成のために、奮つて新制中学に出て行つた人たちはどう扱つかといふ問題は、私は看過できない問題ではないかと思ひます。と同時に、直接お尋ねいたしたのは、あの東京雙聖學校、あの問題です。學校経営上、或いは高等師範學校を出た人々を、こういうふうな高等部、中等部、小学部に分けるやうな配置がいけないのかどうか。教育的に考へて、これをみな高等部へ集めるほうがいいのか。そういう点について文部大臣に私はお伺ひしたのであります。その点については御答弁がないわけなんです。

○国務大臣(大達茂雄君) お答えいた

します。ちよつと雙聖學校といふのを聞き落したものであります。とんちんかんな御答弁になつたのであります。が、成るほど雙聖學校については、特にその感じが深いと思ひます。これは、やはりこの法律案としては、雙聖學校のやうな特殊のものについては、やはり研究しなければならぬやないか。こう思ひます。

○岡三郎君 現実に、只今文部大臣がお答えになつたやうに、研究されねばならぬといふ問題どころではなくて、現にここに法案が出ておるわけなんです。この法案が、仮に決定すれば、直ちにその影響があるはずなんです。こういうわけで、非常に陳情その他があるわけでありまして、それから更に、この法案は、ここに書いてあるやうに、国家公務員の職員の給与が基本的なものになつたわけなんです。そうすると、国家公務員に屬する教師といふものはどういふ部面にあるか、特に小中高といふのはどういふ部面にあるかといへば、各教員養成學校の、各学芸学部その他の學校には、附屬高等學校、附屬中学校、附屬小学校といふものがあるわけなんです。それから今言つた雙聖學校、官立雙聖學校、こつちのものが、直接對象の国家公務員の教員、これら直接に法案に關係する直接の教員の中に、この法案は最も悪法である。これは全部一體になつて教育研究をやつて行くためには、小中高を通じた新學制の建前を体得することにも、同じ資格を持つたものが、小学校に、中学校に、いわゆる高等學校に行かなかつたならば、教育研究はできないと言つておるわけなんです。現實の問題として、それらの人がこの法律によつて、高等學校にあるもののみが優遇を受けるといふやうな偏頗な取扱ひをするならば、實質的に直接國家公務員に屬するところの教員は、非常な迷惑を受ける。教育行政上非常な難点がここにあらう。こういう点について私は率直に云つたわけですが、今の文部大臣の回答では、その人達の、この法案に基いた不安は解消できないと思ひます。いつまでも研究され、どのようにこの悪法を是正して行くかといふことについて、更にお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(大連茂雄君) お答えいたします。これは直接は国立学校が対象になつておりまして、従つて小中学校は結局附属学校ということになるのです。これは普通の小中学、或いは高等学校につきましても、附属の場合におきましては、これは戦争前にも事情が普通の場合と違つておつたかと思ひますが、殊に特殊な雙重教育等につきましては、まあ考えられることは、高等学校の先生が、同じ学校でありますから、中学校、小学校の先生を兼務するとか、これはもとの師範学校の附属のようなものでも、そういうことが實際行われておつたかと思ひますが、そういうことを考へて、實際的に配属して行くというのはいのじやないかと思ひます。

○委員(村尾重雄君) 先ほどお話ししましたように、衆議院で採決があるようでありまして、暫時休憩いたします。

午後三時三十四分休憩

午後五時四十七分閉会

○委員長(村尾重雄君) 休憩前に引続き會議を続行いたします。御質疑のあるかたは御発言願ひます。

○深川タマエ君 大学のほうに別いたしましたして、高校と小中学校の教職員の給与を別建てにいたしました論議につきまして、もう一度はつきりと御説明して下さいませんか。わかりにくいのです。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 学校教育法に、小学校、中学校、高等学校等の目的が書いてありますが、その目的の中で、小学校におきましては初等普通教育を教授するのが目的である、中等

学校において中等普通教育を教授するのが目的、それから高等学校においては高等普通教育を教授すると共に専門教育を教授することを目的とする、こういうふうな建前にもなつておりますので、中小学校と違つて、高等学校においては普通教育のほかに専門教育を教授しなければならぬ、こういうことになつております。教育の価値、価値に上下の差別はないと思ひますけれども、實際教育に當つております場合に、そういう専門教育という負担が高等学校のほうには余計にかかつておる。従つて特殊の教員の方をとる場合は別であります。一般的な平均的な方々の教員の場合をとつてみますれば、高等学校のほうに負担或いは又これを教へていこうとするための努力或いは能力等について多く考へたい、こういうふうな考へ方から、中等学校と高等学校の間に職域の差を設けて行く、こういうことでございまして。

○深川タマエ君 一つでございましてか。その理由だけでございましてか。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 主としてその理由であります。そのほかにいろいろ附加的な理由はありますが、いろいろ学校の教職員の免許等につきまして、新制大学を出した場合、中等学校等におきましては一級免許状を手に入るわけでありまして、高等学校へ入ります場合には二級免許状しか与えられない。高等学校において一級免許状を取るためには三年教へて十五単位の科目を取ると、こういう負担がかつておりました。そのために相当努力もしておる。こういうことも一つの例としてとつておるわけでございます。

○深川タマエ君 高校と小、中学校の教職員で、四級から九級までが異なつておりました。その後先は全く同じでございまして。特に十級以後になりますと全く同じになつておるんですが、この理由はわかりませんか。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 今の表で御覧願ひたいと思ひますが、三級の二級の八千五百四十円、これは現行法の六級三級になつておるんですが、これは初任給、新制大学を出たときの初任給になつておる。初任給は中、小、高等学校とも一緒であります。今の一級免許状を取るといふような関係もありません。それから又、初任給から、今の細則によりまして、二年たてば昇給すると、こういうことになつておる。丁度四級から昇給するほうが適當であらうというところが一つの理由でござい

す。それから四級から九級までは、人事院の規則によりまして、校長になり得る現実の統計的なものを見ますと、小学校においては校長になり得る機会が非常に多いのであります。中等学校がその次で、高等学校に行きますといふと、校長になり得る機会が非常に少い。こういうことになつておる。高等學校においては校長になり得る機会が非常に少いので、教諭の間の給与を一号増すのが適當ではないか。丁度この四級から九級の間の校長になり得る該当の級になつたような次第であります。これが第二の理由であります。

て、この中間の人々の給与が割合に不利になつておるわけでありまして。これは中、小学校或いは一般公務員の場合もそういう傾向が多いようでございます。が、改正するためにはあらゆる方面から手を加えるといふと、給与の体系を乱すといふようなことになる虞れもありましたので、この中間の部の高等學校の部を、先ほど申し上げました第一或いは第二の理由として上げるならばこの中間のところを上げたほうがよからう。こういうような観点から、四級から九級の間の番号を上げたようにな次第でございまして。

○深川タマエ君 そうして十級になると同じといふのはこれで説明がつくのですから。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 丁度九級までが校長になり得る現在の級に該当しておるわけでございます。それで、そのあとは教諭といひましたも相當優遇されておることでありまして、九級にとめてあるわけでありまして。大学のほうは教授として更に十級を一号上げておる。こういうようになつておる。

○深川タマエ君 同様に卒業いたしました就職した人は昇給の時期が同じようになつておるまいやうか。校長になつておる以外はいずれも……。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 御承知の通り給与法によりまして、昇給の時期は俸給の額によつて六月と九月と九月と、こういうことになつておる。その中で、同じ学校を出まして初任給が同じの場合に、昇給の時期は一定しておるわけでありまして。変りはないのであります。

○深川タマエ君 それでは、もう聞かなくても同じようでありますけれども、そうすると、この世界では特に努力精進した人も、怠けておる人も、皆、給料には絶対差別をつけられない。になつておるのでもございまして。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 今の給与法ではそういう建前のようにございまして、それに特別の上げる場合の例外も規定されておるようでございます。が、原則はそういうふうになつておる。

○成瀬精治君 赤城さんにお尋ねしますが、大變給与のことに関心を持つて、こうした普通言われておる三本建をお出しになつたのですが、私はこういうことをおやりになるようですか、非常に賃金関係に御造詣が深いと思ひます。そこで賃金の性格と申しますか、そういうふうなものについてどう考へてお持ちになつておるか、承りたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 賃金は私の考へではやはり労働に対する報酬だと考へております。なお生活給が原則と考へておりますが、併し生活給一本だけで行くべきでもない。こういうふうな考へております。終戦当時……今ちよつと脱線するかも知れませんが、例えば私からそういうことを申上げると思ひますが、ロシアのように最低生活が保障されておる、こういう所ですと、まあ能率給、ノルマというふうな給与体系ができて来るのではないかと、又アメリカのように、資本主義が非常に発達しておつて、これはそのなりに、大体、最低生活が保障されておるとは言えますまいけれども、日本などよりはよろしいといふようなところにおきましても、やはり能率というふうなこ

とを非常に強く主張されていると思ひますが、日本のような敗戦というようなことで、日本が非常に壊滅して、立ち上がる、食べる物もない、着る物もない、こういうようなときには、何をしておいても生活を保障して行くというようなことで、生活給を中心とした給与体系ができるのは、これは当然だと思ふのであります。然らば最低生活が保障されているか。憲法の健康で文化的な最低生活を営む権利を保障するというようなことが確立しているかどうか。そのために最低賃金を制定しろという御意見も御尤もだとは考えますが、ともかく終戦後、敗戦時代におきましては、非常に生活給を中心として行かなければならなかつたけれども、やや安定的な情勢になつて来たといひますならば、生活給という一本建で行くべきでなくて、やはり能率給といふようなことが加味されて行つて初めて給与体系或いは賃金も均衡を得て来るのではないか。こういうような考えを持つておる次第でございますが、學問上のことや何かで質問をいたされまして、どうも浅学非才でございますが、御希望のようなお答えができるかどうか、私にもわかりませんが、そういう考えを持つておる次第でございます。

と。万般の準備をされて、そしてあらゆる角度から検討されて、こうした法案というものをあなたは出されたと思ふ。ですから、もう一度私は賃金の性格についてお尋ねしたいのですが、生活給という……あなたは生活給が主であるのか、労働に対する報酬が主であるのか、どういふふうにお考えになつておるのか、そこを一つ明確にお答え願ひたい。

長平野君が御出席になつております。○成瀬幡治君 終戦後と比較すると、まあ生活がやや保障されておる。そこでノルマを言われる。能率給というものを加味すると、こうおつしやつた。それから或いは最低賃金などのそういう法案を制定することを要求されておつた。こんなふうなお話もあつた。赤城さんは最低生活、いわゆる最低賃金制のできておる間はどのくらいあるか、御存じだつたら一つお答え願ひたい。

○成瀬幡治君 私は人事院関係について御答弁を願ひたい。それから、こちらのほうからいろいろの御質問がございけれども、私が聞いておるのは、赤城さんがこういう普通言われておる三本建を出されるということについては、私は賃金関係に非常に御注意が深いから御質問を申上げておるわけでありまして、（「議案に關係する質問をしてくれ」と呼ぶ者あり）

一般俸給表の範囲内で、教職員を特別俸給表の該當を受けしめよう、というところでやつておられますと、今のような最低生活が保障されておるとは考えませんが、最低生活を保障するの、最低生活の問題とはおのずから別個の問題として提案した次第でありますから、御了承を願ひたい。

○成瀬幡治君 それでは、先ほどの労働の価値に対する報酬だといふようなことをおつしやりました。労働の価値といふことになる、私はやはり賃と量の問題がここに出現して来ると思ひます。もしあなたがおつしやるように、それは賃を指しておるのか。ここで先ほど深川委員の質問に對しまして、専門教育をやるからここで付けなければならぬといふ、こういう御意見の、量を指すのか、説明を願ひたい。

○成瀬幡治君 申上げるまでもなく、教育につきましては、その量と質とを判定することは非常に困難は困難であります。併しながらここで差をつけようといふことにつぎましては、賃も量も考へての上でございます。○成瀬幡治君 そうすると、その四級から九級まで一号上るといふことは、賃、量を加味してこれだけ上げさすれば、これで差支えない、これでも十分だ、或いはまだ十分だとおつしやるかも知れない。今後これを上げなければならぬといふお考えだと思ひますが、賃と量を共に考へて一号上げるといふ。それでは大学の教授と高等学校とは賃と量は一緒だと、こうお考えになつておられますか。高等学校と大学とは一緒だとお考えになつておられますか。

と。○成瀬幡治君 非常に謙遜して浅学非才とおつしやるけれども、私は少くとも人事院は片方において給与準則というものを勧告しておる。そうして、そういうことをせなければならぬといふこともわかっている。そのくらのことについては、少くとも法案を提案されるとするならば、人事院なんかについても私は意向をお尋ねになつてい

○委員（村尾重雄君） 成瀬君ちよつと……その前に、御存じだと思ひますが、只今御出席になつておるのは、発議者赤城君、大連文部大臣、人事院給与局長高橋本君、文部省大学学術局長稲田君、同じく初等中等教育局長田中君、説明員として文部大臣官房人事課

○委員（赤城宗徳君） これは国の数は私はつきり覚えておりませんが、けれども、イギリスなどではそれができておるというのを承知しております。或いは小さい国でスイスとかスエーデンとか、ノールウェイとか、北歐の国々などにできておると聞いておりますが、はつきりしたことは今資料持つておりませんから御答弁できかねます。

○成瀬幡治君 私は人事院関係について御答弁を願ひたい。それから、こちらのほうからいろいろの御質問がございけれども、私が聞いておるのは、赤城さんがこういう普通言われておる三本建を出されるということについては、私は賃金関係に非常に御注意が深いから御質問を申上げておるわけでありまして、（「議案に關係する質問をしてくれ」と呼ぶ者あり）

○成瀬幡治君 私のお尋ねするのは、最低賃金を世界で採用している国は、幾つぐらいあるのかというのです。（「つまらないことを聞くのじやないよ」）「答が違ふ、国の数を聞いておるのだ」と呼ぶ者あり

○委員（赤城宗徳君） お静かに願ひます。

○委員（赤城宗徳君） これは国の数は私はつきり覚えておりませんが、けれども、イギリスなどではそれができておるというのを承知しております。或いは小さい国でスイスとかスエーデンとか、ノールウェイとか、北歐の国々などにできておると聞いておりますが、はつきりしたことは今資料持つておりませんから御答弁できかねます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 原則論におきましていろいろお尋ねになられておるようでありますが、大学と高等学校とは質と量が一緒だと考えておりません。ただ給与体系におきましては、現在におきましても御存じの通り人事院の細則によりまして、大学は別の給与格付けの基準を持つておりまするし、高等学校及び中小学校は一つの基準を持つておりまして、人事院の規則によりまして、或いは細則によりまして、高等学校以下と大学とは分けております。質と量が原則論として同じだと、こういうふうな考えでおりません。

○成瀬清治君(私)は、あなたがおつしやる通り、大学の先生は、教授は別になつておる、それで一号積むことは同じことなんだ、高等学校と大学と、そこに矛盾はないか、こう質問しておるのです。

○衆議院議員(赤城宗徳君) これは俸給表ばかりでなく、人事院の細則等につきまして相当区別がしてあるわけでありまして、教授の点におきまして、高等学校より一号上げて行つた、十級において一号上げたというのは、大学の教授には相当立派なこともあるし、又負担の多くを持つつて学究として努めておる方々もあるというので、教授の場合を考慮しまして、大学の場合は更に高等学校の場合よりも一級を伸ばして一号上げた、こういうわけでございます。

○深川タマエ君 一つだけ……高校の初任給が二級でございまして、これが一級上りするためには三年を要し、その間十五単位をとらなければならぬ。これも一つの理由で、高校の先生

のほうの給与が高くなるんだという御説明であつたかと存じますが、そういたしますと、三年の月日を要しまして、十五単位をとつて一級上りましたとき、そのときから給与に差がでます。そのものと存じますが、即ち二級から三級に進んだときに給与の差がでます。そのものであります。四級になりまして、初めて中学校と高等学校の先生の間に差ができるような表になつておりますのは、どういふわけでございますか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 先ほど私の言葉が足りなかつたと思ひますが、現在新制大学を出たときの初任給が、八千五百四十円になつております。ですから、丁度まあ三年たつて十五単位をとる頃が四級ということになつております。

○成瀬清治君 先ほど御答弁頂いたのですが、私が耳が悪くて聞えないのか、よくわからないのですが、大学と高等学校というものはおのずから給与の俸給表においても差があつたのです。あなたがおつしやる通りなんです。併し今度一号積むことにおいては、何ら差がないわけですか。あなたは、先ほどいろいろと伺つておられます、高等学校と中小学校の差をつけることは、専門教育というよりなことがあるから、或いは労働の質と量との差があるからつづける、こうおつしやつた、大学には差があるわけなんです。これはきまつておる。そこで高等学校と大学とにおいて差があることは前からきまつておる。それに対して同じように一号積まれるのはどういふわけですか。矛盾じゃないか、こう言つておる

わけなんです。それに対して私は御答弁が伺いたい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 私もちよつと頭が悪いせいか、ちよつと聞きとつかねるのですが、私が申し上げたいと思つておるの、高等学校で四級から九級まで一号上げておつた、それを更に大学において一級上げた、これがおかしいということでありまして、それとそれとも高等学校と大学との俸給表が殆んど同じじゃないか、同じであることがいけな。こういうことなんだし、ようか。どちらの御質問ですか。

○委員長(村尾重雄君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(村尾重雄君) 速記をつけて下さい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) これは御存じの通り、現実の上において、この俸給表は、一般俸給表を使いながら、人事院の細則によつて高等学校と大学とは区別を設けておることは御存じのとおりであります。この俸給表は、大體におきまして現実に行われておる人事院の規則とか細則、これに極力触れない程度で作つております。ここで、そういうわけでありまして、高等学校と大学と一号ずつ積んでそれを大学へ行つたら本当は一号余計に積んで行つたらいいじゃないか、それでなければ差がないじゃないか、こういうようなことでありますけれども、今の人事院の規則、細則等によりましてその点は差ができておる。この俸給表を適用いたしまして、人事院の規則な細則をこの俸給表の範囲内で適用いたしますれば、当然大学と高等学校との間に差が生じて来るのであります。

○委員長(村尾重雄君) 速記をつけて下さい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 御承知とありますが、「前項の規定によつて求められた号俸又は俸給月額が……」と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その職員が異動後の俸給表の適用を受ける官職に従前から在職していたものとみなし、部内の他の職員との権衡及びその職員の従前の勤務成績を考慮し、人事院と協議して、その号俸又は俸給月額を決定することができ……」

○衆議院議員(赤城宗徳君) この四級から九級の間にございましては、仰せの通りでございます。

○岡三郎君 先ほどの御質問ですが、先ほどの赤城さんの答弁は、高等学校から中学に異動する場合ですね、異動する場合には一号下げるようにこの俸給表ではなされるけれども、それは人事院の細則か規則で下らぬようにできる、確かにこうおつしやいましたね。その点、間違ひございませんか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 今の人事院の規則の初任給等に関する規則というのがあります。その十八条の二項かに、一応高等学校から中学校に行く場合は一点下げるわけでありませんが、併しその部内において著しく不均衡であるという場合には、人事院と協議いたしましてそれを是正することができ、こういうふうになつておる。必す是正されるものではありませんが、是正する余地が残つておる、こういうことでございます。

○岡三郎君 関連して……著しく是正を要するというのはどういふことですか。具体的に……

○衆議院議員(赤城宗徳君) 御承知とありますが、「前項の規定によつて求められた号俸又は俸給月額が……」と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その職員が異動後の俸給表の適用を受ける官職に従前から在職していたものとみなし、部内の他の職員との権衡及びその職員の従前の勤務成績を考慮し、人事院と協議して、その号俸又は俸給月額を決定することができ……」

○岡三郎君 その場合は、中学から高等学校に行つた場合には均衡を失しておるから、それは一号俸を上げることができ、高等学校から中学に來たときには、そのいわけの部内の職員と均衡を失して高いわけですが、その場合は均衡を失するからその学校のものを全部一号上げるか、そうするか、下げなければ均衡を失するわけになるんです。その解釈はどうなんですか。どこと均衡をとるか。例えば高等学校と中学校と大学の職員はどういふ均衡をとるんですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 御承知とありますが、「前項の規定によつて求められた号俸又は俸給月額が……」と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その職員が異動後の俸給表の適用を受ける官職に従前から在職していたものとみなし、部内の他の職員との権衡及びその職員の従前の勤務成績を考慮し、人事院と協議して、その号俸又は俸給月額を決定することができ……」

○岡三郎君 その場合は、中学から高等学校に行つた場合には均衡を失しておるから、それは一号俸を上げることができ、高等学校から中学に來たときには、そのいわけの部内の職員と均衡を失して高いわけですが、その場合は均衡を失するからその学校のものを全部一号上げるか、そうするか、下げなければ均衡を失するわけになるんです。その解釈はどうなんですか。どこと均衡をとるか。例えば高等学校と中学校と大学の職員はどういふ均衡をとるんですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 今の人事院の規則の初任給等に関する規則というのがあります。その十八条の二項かに、一応高等学校から中学校に行く場合は一点下げるわけでありませんが、併しその部内において著しく不均衡であるという場合には、人事院と協議いたしましてそれを是正することができ、こういうふうになつておる。必す是正されるものではありませんが、是正する余地が残つておる、こういうことでございます。

○岡三郎君 関連して……著しく是正を要するというのはどういふことですか。具体的に……

○衆議院議員(赤城宗徳君) 今のお尋ねの高等学校との均衡については、高等学校から中学に行つた場合は、高等学校から中学に行つた場合の部内の均衡と考えますので、部内におきまして、学校の関係とか、或いは卒業の学校の関係とか、或いは勤務成績とか、いろいろな条件があると思いますが、こういう条件だということ、私がここで決定するわけに行きませんが、これは現行の規則でありますので、人事院のほうでもそういう研究はあると思ひますが、ここでその標準はどういうことだ、こうお尋ねになられまして、私が法的にこういうことだという決定的な解釈をすることは、ちよつとむづかしい立場にありますので、御了承願ひます。

○岡三郎君 今言つたその法文ですね。その条項について、もつと具体的に言つと、均衡を失する、つまり中学校から高等学校にかわる。この法律が適用されるといふことになれば一号無条件に高くなる。一号無条件に高くなるその人が、無条件に高くなつた人が、中学に行けば、中学の人よりも無条件に高いから、当然一号引下げられて同じようにならなければ理窟に合いません。それをあなたの場合は人事院の細則なり何なりかによつて一号下げると明言された。先ほど言われました。その点について私が聞いておるわけです。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 先ほどさういふふうにお尋ねになつたとおつしやいますれば、私の口が下手と言ひますが、徹底しなかつたのであります。が、高等学校から中学に移つた場合は当然一号下げるわけです。下つてなおさういふ不均衡がある場合には、この規則の適用があるということをお尋ねしたのであります。高等学校、中学校及び大学の間に職域の差というものを認めてこの立法措置でありますから、当然高等学校から中学に移つた場合には一号俸は下る、こういうふうな解釈いたします。

○荒木正三郎君 私は、今の説明は、どの法律のどれに根拠を置いておるか、十分わからないのであります。が、学校を遷することによつて給与が引下げられるということは、少くとも公務員にはあり得ないことだと私は承知しておるのですが、この問題については人事院の總裁の説明を私は要求いたします。少くとも公務員は学校を遷することによつて給与を引下げられることはあり得ないといふふうに私は了解しておるんですが、さういふことがあるのかどうか、人事院總裁の説明を私は要求したい。

なおこの問題は、従つて質問を保留しまして、次に移りますが、これは文部大臣にお尋ねをいたしますが、大学の場合ですね、大学院を設置する大学と大学院を設置しない場合と差等を設けております。教授の給与の最高限度に、たしか三号俸であつたと思ひますが、差等を設けております。これはやはり人事交流の面から考へて著しい障害を起すものだと私は考へるんです。特に、今日、日本の教育行政と申しますか、大学行政の面から申して、大臣もしばしば新制大学の育成発達のためには努力をしなければならぬ、特にその内容の充実のためには教授陣の充実を図らなければならぬといふことについて、しばしばその意見を述べておられるわけです。従つてその教授陣

客の充実を図るためには、私は広い大学の人事交流というものは当然やつて行かなければならぬ問題だと考へるわけなんです。ところが今度の給与改正によつて、大学院を置く大学の教授と大学院を置かない大学の教授との間に給与の差等ができて来るということになると、人事交流に障害が起つて来る。これは高等学校と中学校との場合よりも更に弊害が大きいものと思へるのです。大臣の所見を伺つておきたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 大学院を設置してある大学と通常の新制大学との間に教授の俸給の差を設けられました。その御趣旨につきましては、これは提案の趣旨と言ひますか、立法につきましては、私は、私は審かにわかりませんのであります。これは、大学院を設置しておりますが、恐らく、大学院を設置しております大学、これは大学院は申すまでもなく普通の大学よりも更に高い程度の教育をするのでありますから、従つてその高い教育より、より高い教授に当る先生の俸給に区別をつけられたんじやないか、こういうふうには私は了解しております。ただそれは人事の交流に妨げになりはしないか、その点はどうであるかといふお尋ねであります。が、或るほど新制大学をますます強化して、いわゆる旧制の現在大学院を設置している大学にも実質において劣らない立派な大学にしたいといふことは、極めて大事なことと思つております。

それには、やはりいい先生が新制大学のほうに、いい先生を、何と言ひますか、もつと充実する。これは極めて大切なことだと思ひます。そこで先ほど提案者との間にいふ質疑応答があつたやうであります。或いは私もその点間違つておりましたらあとで訂正をいたしますが、私の承知していると

をいたしますが、私の承知していると、その前に申し上げておきたいと思ふのですが、十一級の四万六千三百円という俸給は、現行法におきます教授の中間では一番最高俸になつてゐるわけでございます。従つて私どももいたしませんが、教授の号俸をもう少し上げたいと思つたのであります。が、教授として最高でありますので、大学院を置いた大学だけに三号俸を設けようといふことで、今十二か大学院を置く大学があるやうであります。その十二に該当するのであります。が、その意味で大学院を置く学校におきまして教授として三号俸はしたわけでございます。そういうわけでありまして、お尋ねのやうに大学院を置かない大学に移つた場合に俸給が下る場合があり得ると思ひます。

○荒木正三郎君 大臣の答弁と若干私はいは違つてゐると思ひます。大臣の答弁は、大学院を設置されている教授が新制大学に行つても下げられる虞れはないとおつしやる。併し当然これは差があるのですから、下げられる場合があるといふのは確かだと思ふのですが、大臣は言ひつておられますが、これはどういふことですか。

○国務大臣(大達茂雄君) これは全く事務的な問題でありますから、政府委員からお答えいたさせます。

○荒木正三郎君 政府委員の答弁は要らんです。私はさういふ問題で深く追及しようとは思ひません。これは確かにあるわけでありまして、従つて人事交流に相当な障害が起つて来るといふことを私は申し上げてゐるのであります。従つて、大臣が常に新制大学の充実を図つて行きたいといふ方針に相当な支障を来し

て来るのではないかと、私の質問の眼目になつて来るわけであります。こういう点について、大臣はこの新しい改正法案に対してどういう所見を持つておられるか、それを伺いたいと思ふのであります。

○国務大臣(大連茂雄君) 大学院を設置してない大学、これを充実し、育成し、強化して行く。これは我が国の學術振興の上から見て極めて重大であります。ただ、その場合に、大学院を設置してある現在の大学の教授がこれにかかわるといふか、そのほうに転任されないといふことは、大学院を設置してない大学を充実するゆえんであると思ひますけれども、併し転任だけによつて充実するといふことは、これは實際においてできないことでありま

す。一般に、學術の発達、學者の研究にまつて大学の教授の素質が向上するといふことを常に言つてゐるのであります。それから、只今事務当局の答弁は、全く現在の事務のとり方、或いは現行法の建前どうなつてゐるのかといふ説明でありますから、これは事務当局の政府委員の答へをお聞きになつても問題ないと思ふ。これは方針の問題ではないのですから……。現在の現行法の下でどうなつてゐるのか、これは先ほども私が申し上げましたように、私の言つたことが間違つてゐるかも知れませんが、けれども、その答へをお聞きにならんで、それは必ずそうなる、その前提の下に御質問になる、こういうことでありますから、一応政府委員の答へをお聞き取り願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 この改正案では……、現行法についてはお尋ねをしておら

ないわけですか。事務当局の答へは必要がないわけですか。改正案についてお尋ねをしてゐるのであるから……。改正案については、大学院の設置されてゐるところから設置されてゐないところに行くか、給与が下る場合がないか、こういう質問に対して、大臣は現行といふことでお答えになつてゐるのだから、大体取り方が違つたので、その点、私も承知します。

それから人事交流の問題ですが、先ほどの質問半ばで置いておいたのは、実は新制中学が発足をいたしましたときに、これは全国的に起つた問題ですが、特に西日本全体に起つた問題です。當時は占領下にあつたのですが、高等學校の統廃合が起りました。これは占領軍當局によつて半ば強制的に行われまして、私もこの問題について占領軍當局と折衝を持つた経験を持つておりますが、西日本全体に及んで非常な強力を措置によつて統廃合が行われた。このときに、高等學校の教員の相当数を、特にそのときの条件は新制中学を育成するために優秀な教員を新制中学に供出するよう、提供するようにという、半強制的な指示が出ました。そして、相当数、校舎と共に教員を提供させられました。その数は私はいくらになつてゐるか知りませんが、これは文部省から御報告願ひたいと思ふ。現在高等學校教員の資格を持つてゐるもので、新制中学に勤めてゐる者が何人いるかといふことを、後刻でも私の質問が終つたらして頂きたいと思ふ。これらの人々は今度の改正によつて給与の面では犠牲者になると私は考へる。そういう点は私は看過することができないと思ひます。そういう

点について何らかこれを救済する必要があると思ふのですが、文部大臣はそういう点についてどういふお考えをお持ちになるか。お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(大連茂雄君) お答えします。只今お話になりましたことがあつたといふことは私も承知はしてござります。今数字は資料を取りましたので、これは実はこの提案と別個に、文部省としてこの教職員の給与の改訂の問題を研究いたしました際にも、実は省内でいろいろ議論があつたのであります。それをそのままにしておいて高等學校の職員のほうの給与をよくするといふことは、當時の事情から見て不公平にはせんかといふ議論は実はあつたのであります。併し結局、結論を申しますと、やむを得ぬといつては甚だ無責任なことになりませんが、数の上においても大分ちがうのであります。ただそれらの個人的な、個人的なといつても諸弊がありまして、具体的なその場合の事情というもののあまりウエートを置きまして、結局やはり現在通り同じにして

おくといふよりほかにないのであります。さういふ関係で甚だその点は議論の余地があるけれども、やむを得ないといふ事は考へておつたのであります。これは併し私どものほうで研究したときの話であります。今度の提案におきましては同様の問題が起つて来るわけでありまして、當時の事情から申しますといふと、その先生方には気の毒だと申しますか、まあ思ひがけ損をしておられるといふことになるかも知れませんが、併しこれは給与を下げるということでもありませんから、まあやむを得ぬ。実はそういう結論に、文部省と

してこの給与問題を研究したときにはそういう結論に達してゐるのであります。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ちよつと途中で申上げたことがあるのですが、先ほど、大学院の場合に、大学院の教授が他の大学に移る場合に、人事交流に支障があるのではないかと、人事をお尋ねであつたと思ひますが、実はこの大学院の教授の場合にはもう教授としての最高でござります。最高峰に達しておりますので、このために人事の交流に非常に支障を來す、こういうふうには考へておられないようなことではござります。

○政府委員(田中義男君) お尋ねは、曾つて高等學校の統廃合をやつた場合、それが中学校へどういふふうに分れて行つたかといふような詳細な人数については御質問であつたと思ふのでござりますが、これは今當時の資料をここで持ちませんので、今、本省に照会をしておりますから、その結果お答えをいたしたいと思ふのでござります。ただ先ほど大臣からも御答弁があつたのでござりますが、御質問より又離れるかも知れませんが、現在教員数八万余を数えております高等學校の先生の中で新制大学を出た者が約八二%、高等學校の關係の即ち短大卒が四%、これが小中学校へ参りまして、約五十万の中で、小中学校一級が約四%、二級の免許状を持つておりますのが短大卒七八%、かような現状になつてゐるのでござります。

○荒木正三郎君 これはわかりませんか。まあ今の資料はあとで頂くとしまして、高等學校教員の資格を持つてゐて中学校に現在勤めてゐる数、小学校に現在勤めてゐる数は、今手持の資料でわかりませんか。

○政府委員(田中義男君) 高等學校の免許状といふことだけでは、直ちにはつきりした数は手許にござりませんが、大体旧制大学を出た者はそれに該当するかと、思ふのでござりますが、それが現在中学校に勤めております者が比率から申しまして三・九一%、高等學校について見ますと、これの人数は弾きませんとわかりませんが、パーセントは手許にござりますから、なおそれを弾きまして。百分比で申しますと、高等學校において旧制大学卒が二〇・三六%、こういう比率だけは出ております。

在勤めてゐる数は、今手持の資料でわかりませんか。

○政府委員(田中義男君) 高等學校の免許状といふことだけでは、直ちにはつきりした数は手許にござりませんが、大体旧制大学を出た者はそれに該当するかと、思ふのでござりますが、それが現在中学校に勤めております者が比率から申しまして三・九一%、高等學校について見ますと、これの人数は弾きませんとわかりませんが、パーセントは手許にござりますから、なおそれを弾きまして。百分比で申しますと、高等學校において旧制大学卒が二〇・三六%、こういう比率だけは出ております。

○荒木正三郎君 私は、中学校に幾ら、小学校に幾ら、人数をお尋ねしてゐるわけですか。これはすぐおわかりになるはずだと思ひます。それから、旧制大学だけでなしに、高等學校教員の資格者ですね。いつか私は、どこの資料に出たおつたと思ひますが、今持つておられないから、ちよつとお聞きしておく必要がある。あとで結構です。とにかく占領中に半強制的に統廃合が行われて、そのために可成りの数の人たちが新制中学に行つた。又、中には新制中学の充実のために進んで行つた人も可成りあることも事実であります。こういう人たちが今度の給与の改正によつて犠牲になるといふことは、私はとても考へることはできないのであります。が、提案者はこういう点についてはどういふ見解をお持ちになつたか。この提案をされる場合どういふ見解をお持ちになつたか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 占領後、

荒木さんの御指摘のように、高等学校から中等学校へ教員を入れるように占領軍の命令もあつて、相当異動したといふようなこともあつたかと聞いております。同時に、私どもは、こういうことも実地に知っております。それは、非常に食糧事情などがひどかつたので、高等学校の所在地に、県におきましても数校でありますので、通うのに遠い。自分の村、自分の町、近くの町や村で中学校へ就職したほうが食糧事情その他の関係からよろしいといううなことで行つた人々も相当あるように、私どもは実地に見ましたり聞いていたりしております。それは別といたしまして、然らばそういうことで高等学校から中学校へ行つた者に対する措置をどうするか。進んで行つた者もこれは勿論あると思ひます。こういう人々は給手が一号違つたからとかいふようなことで不満の気持はないと思ひますが、さういふなら、そのままで捨てておいていいとは考えられません。この立法につきましても、そういうようなことにつきましてもは始終研究いたしまして、又、文部省としても、大臣も先ほどおつしやられた通り、研究をしておるうちに聞いております。それはそれとして、別個の問題として研究し、措置をとらなくちやならん問題であり、今現在といたしましては、この専門学校、大学等を出た者が大多数を占めておる。高等学校及び大学、これが中等学校との給手の差が殆んどないといふような状態を勘案しまして、殊に職域差といふことを認めまして、これを先に改めて行くのが時宜に適合しておると考え、又御指摘のようなことは考えないわけじゃない。それにつきま

しても考慮を払いつつ、而もその二つの法律にまづ上げるといふようなことは体系上できませんので、先ず以て職域差を認めて、この俸給表を三つに分けた。こういうことを先に進めたわけでございます。

○荒木正三郎君 私は今今の御意見は十分理解したのでございませう。なぜかと申しますと、今提案されてゐるのは職域差を認めるという観点に立つて出されてゐると思ふのです。若し先ほど私が申上げたような人たちに對して何らかの措置を講ずるといふことになれば、職域差を否定するといふ立場に立つてのじやないでしようか。その点ちよつと提案者の考えが私には十分わかりにくかつたので、その点、伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) おつしやる通り、終戦後、中等学校のほうへ行つて不利な立場にある人を救済するといふような措置を講ずるといふようなことは、職域差の問題ではありませぬ。私どもは職域差の問題としてこの問題を出しましたので、このほうへこの法律の手を届かせるということは、これは矛盾したことでありますので、この俸給表は将来に向つてのこと、が主であります。それから、御指摘のような事態は過去に起きたことでありますので、これは救済措置をとるとすれば一時的にとる方法であります。これは将来職域差を認めてこれで行こうといふことでありますので、法の建前が違つておるわけでありませう。そういう人々を何らかの措置を講じなくちやならないことは、職域差を認めた上でのことではありませんで、一時さういふ不利なことに立ち至つておるのだからして、そういう者に対しての措置をとるとするならば、臨時的、一時的に措置をとる。この法律は職域差を認めて、将来に向つて差をつけて行く、こ

同時に、私は、小学校、中学校、高等学校の間における教員需給関係について一應文部省から説明を求めたいと思ふのです。小学校において教員の需給関係がうまく行つてゐるかどうか。私は今までは報告を受けておりませんが、最も需給関係がうまく行つておらないのは小学校であるように承知いたしてあります。或る地方では、例えば北海道のようなところでは、正規の資格を持つてゐる教員が漸く半数に達するか、達しないような状態にある。これは私は教育上由々しい問題であると考えておるのです。全国平均にいたしましてどの程度のパーセンテージに達するか知りませんが、恐らく正規の資格を持つておらない者が小学校において三〇〇程度に達するのじやないかといふふうにも思われます。こういう情勢においては、この需給関係は極めて不満足な状態にあると言わなければなりません。極めて悪い状態にあると言わなければなりません。この状態を改善することなくして義務教育尊重などといふことは、口には言い得ても効果を上げることはできません。少くとも義務教育の充実を図るためには、何を以ても三〇〇に及ぶこれらの教員を、有資格と申しますか、正規の教員を以て入れ換へるよう努力することが何と申しても第一の問題であらうと思ふ。こういう需給関係におかれてゐる現状において、これらに對する給手の面において更に職域差といふものによつて差等をつけて行こうといふこの考え方が、果して現在の実情に適した考え方であるかどうか。これは私は提案者においても真剣に考えてもらいたい問題であると思ふ。私は義務教育の尊

重といふことは、これは自由党内閣の立派な教育政策であると考えております。併し実情が今申ししたような状態であるならば、何が故に給手の面において今日の段階において職域差を設けて、その開きをつけて、ます、この需給関係を悪くするような結果に迫いやらうとされるのであるか、どうして了解し得ないのですが、この点を提案者にお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 確かに御説の通り義務教育の充実を図らなくちやならんといふことは、私どもも痛切に感じておるわけでありませう。併し御指摘のように三〇〇が小学校の免許証をもつておらん実情であるといひましても、ここで高等学校と中小学校との間に四級から九級の間に一号俸の差をつけた、こういうことのために、小学校のほうへ行くこととするものが全部高等学校へ行くとか、或いは大部分高等学校へ行くといふふうには考えられませんで、おのずからそれは行くべきところへ行くと、こういうふうなことをするのであります。まあ端的な例を引いてお笑ひになられるかも知れませんが、例えば私どももいたしまして、高等学校へ行きまして私が教えるといふことにいたしましたけれども、教員ににくいのであります。で、そのためにこの一号俸を上げた、それで小学校のほうの充実が欠けて来ると、こういうふうには考えられませんで、やはりそれには充実する方法をやはり当局なりも考えておりましたし、私ども

して、そういう者に対しての措置をとるとするならば、臨時的、一時的に措置をとる。この法律は職域差を認めて、将来に向つて差をつけて行く、こ

同時に、私は、小学校、中学校、高等学校の間における教員需給関係について一應文部省から説明を求めたいと思ふのです。小学校において教員の需給関係がうまく行つてゐるかどうか。私は今までは報告を受けておりませんが、最も需給関係がうまく行つておらないのは小学校であるように承知いたしてあります。或る地方では、例えば北海道のようなところでは、正規の資格を持つてゐる教員が漸く半数に達するか、達しないような状態にある。これは私は教育上由々しい問題であると考えておるのです。全国平均にいたしましてどの程度のパーセンテージに達するか知りませんが、恐らく正規の資格を持つておらない者が小学校において三〇〇程度に達するのじやないかといふふうにも思われます。こういう情勢においては、この需給関係は極めて不満足な状態にあると言わなければなりません。極めて悪い状態にあると言わなければなりません。この状態を改善することなくして義務教育尊重などといふことは、口には言い得ても効果を上げることはできません。少くとも義務教育の充実を図るためには、何を以ても三〇〇に及ぶこれらの教員を、有資格と申しますか、正規の教員を以て入れ換へるよう努力することが何と申しても第一の問題であらうと思ふ。こういう需給関係におかれてゐる現状において、これらに對する給手の面において更に職域差といふものによつて差等をつけて行こうといふこの考え方が、果して現在の実情に適した考え方であるかどうか。これは私は提案者においても真剣に考えてもらいたい問題であると思ふ。私は義務教育の尊

同時に、私は、小学校、中学校、高等学校の間における教員需給関係について一應文部省から説明を求めたいと思ふのです。小学校において教員の需給関係がうまく行つてゐるかどうか。私は今までは報告を受けておりませんが、最も需給関係がうまく行つておらないのは小学校であるように承知いたしてあります。或る地方では、例えば北海道のようなところでは、正規の資格を持つてゐる教員が漸く半数に達するか、達しないような状態にある。これは私は教育上由々しい問題であると考えておるのです。全国平均にいたしましてどの程度のパーセンテージに達するか知りませんが、恐らく正規の資格を持つておらない者が小学校において三〇〇程度に達するのじやないかといふふうにも思われます。こういう情勢においては、この需給関係は極めて不満足な状態にあると言わなければなりません。極めて悪い状態にあると言わなければなりません。この状態を改善することなくして義務教育尊重などといふことは、口には言い得ても効果を上げることはできません。少くとも義務教育の充実を図るためには、何を以ても三〇〇に及ぶこれらの教員を、有資格と申しますか、正規の教員を以て入れ換へるよう努力することが何と申しても第一の問題であらうと思ふ。こういう需給関係におかれてゐる現状において、これらに對する給手の面において更に職域差といふものによつて差等をつけて行こうといふこの考え方が、果して現在の実情に適した考え方であるかどうか。これは私は提案者においても真剣に考えてもらいたい問題であると思ふ。私は義務教育の尊

同時に、私は、小学校、中学校、高等学校の間における教員需給関係について一應文部省から説明を求めたいと思ふのです。小学校において教員の需給関係がうまく行つてゐるかどうか。私は今までは報告を受けておりませんが、最も需給関係がうまく行つておらないのは小学校であるように承知いたしてあります。或る地方では、例えば北海道のようなところでは、正規の資格を持つてゐる教員が漸く半数に達するか、達しないような状態にある。これは私は教育上由々しい問題であると考えておるのです。全国平均にいたしましてどの程度のパーセンテージに達するか知りませんが、恐らく正規の資格を持つておらない者が小学校において三〇〇程度に達するのじやないかといふふうにも思われます。こういう情勢においては、この需給関係は極めて不満足な状態にあると言わなければなりません。極めて悪い状態にあると言わなければなりません。この状態を改善することなくして義務教育尊重などといふことは、口には言い得ても効果を上げることはできません。少くとも義務教育の充実を図るためには、何を以ても三〇〇に及ぶこれらの教員を、有資格と申しますか、正規の教員を以て入れ換へるよう努力することが何と申しても第一の問題であらうと思ふ。こういう需給関係におかれてゐる現状において、これらに對する給手の面において更に職域差といふものによつて差等をつけて行こうといふこの考え方が、果して現在の実情に適した考え方であるかどうか。これは私は提案者においても真剣に考えてもらいたい問題であると思ふ。私は義務教育の尊

同時に、私は、小学校、中学校、高等学校の間における教員需給関係について一應文部省から説明を求めたいと思ふのです。小学校において教員の需給関係がうまく行つてゐるかどうか。私は今までは報告を受けておりませんが、最も需給関係がうまく行つておらないのは小学校であるように承知いたしてあります。或る地方では、例えば北海道のようなところでは、正規の資格を持つてゐる教員が漸く半数に達するか、達しないような状態にある。これは私は教育上由々しい問題であると考えておるのです。全国平均にいたしましてどの程度のパーセンテージに達するか知りませんが、恐らく正規の資格を持つておらない者が小学校において三〇〇程度に達するのじやないかといふふうにも思われます。こういう情勢においては、この需給関係は極めて不満足な状態にあると言わなければなりません。極めて悪い状態にあると言わなければなりません。この状態を改善することなくして義務教育尊重などといふことは、口には言い得ても効果を上げることはできません。少くとも義務教育の充実を図るためには、何を以ても三〇〇に及ぶこれらの教員を、有資格と申しますか、正規の教員を以て入れ換へるよう努力することが何と申しても第一の問題であらうと思ふ。こういう需給関係におかれてゐる現状において、これらに對する給手の面において更に職域差といふものによつて差等をつけて行こうといふこの考え方が、果して現在の実情に適した考え方であるかどうか。これは私は提案者においても真剣に考えてもらいたい問題であると思ふ。私は義務教育の尊

に分れておるわけですが、現実においては、そういう点の専門的なものを指すのであつて、この点については、先般、産業教育振興法が出て、そういう方面についての教育の尊重とか何とかというところについては一応言われておるわけですが、ということになれば、これは屋上屋を架して二重な取扱ひを受けるのであつて、普通教育の担任者は一体どうなるかという非常に大きな矛盾を含んでおる様に私は思ふ。そういう点について田中初局長が言つておる様に、専門的教育を施す旨の附加的条項がある。この専門的教育といふものについてもうちよつと明確に、私はあとでこれは又お尋ねしなければならぬと思ふので、これは明確にして置いてもらいたいと思ふ。いい加減でなくして、いわゆる現在の高等学校の教育の目的の中に、学校教育法の中にある目的を明確にして頂きたいと思ふ。

○政府委員(田中義男君) たしかに話のように、専門的教育という点において職業課程がはつきり指示されるというところは、これは確かでございます。私はそういう意味に先ほど申し上げました。なお、いわゆる普通課程における、それでは教育全般についての専門的知識を授けるというのはどういうわけか、こういうお話でございましたが、これは非常に……

○岡三郎君 いや、そうではなくて、この目的の中に「高等普通教育及び」とある。だから、あなたの言つておることは高等普通教育の問題ではないかと思ふのだが、それとは別個な観点であると言つておられると思ふのだが、その点を言つて頂きたい。

○政府委員(田中義男君) それはたしかに私、先ほど申し上げましたように、同じことを只今繰返すことになるのですけれども、はつきり申し上げるのは職業課程である。ただ一般普通課程においても、その教育の内容について申し上げますならば、全般的の制度として、とかく中学校とこれを比較した場合に、専門的教育を施す、こういうことは非常に強くなつておる、かように理解しておるのであります。

○成瀬輔治君 岡君の質問とも関連して、或いは荒木君の質問とも関連するわけですが、赤城君にお尋ねするわけですが、あなたは今度の職域差を認めた大きな理由は、専門教育があるから、こういうわけですか。あなたが言う専門教育の解釈というのは、今の産業教育振興法の対象となつておるそういう学校を指すのか、あなたはそういうふうにお考へになつておるかを、私は明確にしてもらいたい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 職域差を設ける根拠はその法律ばかりではないのであります。ただ根拠を求めればそこにあります。それから、お尋ねの専門教育というのは、申すまでもなく商船学校とか、工業学校とか、商業学校という専門的な教育を指すものと考へますが、先ほど文部省の政府委員も言われておつたように、私もいたしまして、教えるほうで知識も必要である、こういうふうに見ております。

○成瀬輔治君 あなたは先ほど深川委員の質問に対して、どうなのだと、こゝ言われたら、専門教育もやるのだ、従つて専門的な負担が余分にかかるから上げるのだ、こゝ言つて答弁

して歸られた、そこで深川さんがたつたそれだけかと、こゝ言われた。あなたはこれに対して「それが主としての理由です。附加すれば一級免許状が云々」、こういうことを言われた。あなたのおつしやるのは飽くまでも専門教育といふものが主になつておる。それを今こゝでこまかしたつてそれは聞かへん。速記をとつておるからはずして、ごまかしの答弁は私はいかんと思ふ。あなたはもう一度、職域差を認めるというのには、何が本主に主であるか、もう一遍言つてもらいたい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) どうもごまかしの気持はないのですが、職域差を設ける理由というので法的根拠を考へれば、今の先ほどから問題になつておるところにある。それで高等学校におきましては、高等普通教育のほかに専門的な教育、専門教育も附加されておる。専門教育の中には、今申し上げたように、職域的な商業学校とか商船学校とかといふような、これは勿論それも含まれておるかと思ひますが、私の言葉が足りなかつたかも知れませんが、やはり高等普通教育におきましては、教員の負担が非常に重くなる、こゝういふ見方で、こゝういふ見方から職域差を認めた、こゝういふことではあります。

○成瀬輔治君 ちよつとおかしなつて来るのです。高等学校において、あなたは高等学校の先生は専門的な科目を担当してゐるのは御承知でしょう。中学校もさうでしょう。それも御承知なんです。だから、中学校において、中等学校の教育目的は中等普通教育をやるのだ。高等学校は高等普通教育をやるのだ、この目的は同じことなんだ。みんな専門をやるのだ、とこ

ろが、そこに強いて差を求めれば専門教育といふものがある、だからこれが主だ、こゝあなたはおつしやつておる。それをあなたは取消さないで、それが主だと、こゝ言われるなら、さういふところだけ上げたらいいやないか。高等学校全体に持つて来るといふあたな論旨は不徹底だ。おかしくなつてしまふ。筋が通らんことになる。だから私はもう一度聞くのだが、あなたは職域差を認めるということは専門教育があるから上げた、こゝういふことなんだ。違ひですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) それでは先ほどのちよつと私の言葉が足りなうでありますから訂正いたしますが、専門教育が附加されておるといふことも一つでありますし、同じく高等普通教育といふ中におきまして、高等学校の教員の負担が重い、こゝういふ二つの点を今の職域差を認めた直接の根拠ということに御了承願ひたいのであります。

○千葉信君 議事進行について動議を提出いたします。文部委員の方々にはまだ可なり御質疑もあるやうであります。今日決定いたしましたように、更にこのあと日を改めて地方行政委員会と連合審査をすることにもなつておりますので、今日は衆議院本会議の関係等で時間も可なり延長されましたので、文部委員会との連合はこれで打ち切るといふのではなく、適当な機会に文部委員長と人事委員長との間に協議をして開くことにされるように取計らつてもらいたいという条件で、今日はこれで散会されることの動議を提出いたします。

○委員長(村尾重雄君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(村尾重雄君) 速記を始め

お諮りいたします。本連合委員会の運営につきましては双方の委員長におきまして協議の上なるべく取計らうことといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰ふ者あり

○委員長(村尾重雄君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。本日はこれを以て散会いたします。

午後七時二十七分散会

昭和二十八年九月七日印刷

昭和二十八年九月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局